

公益社団法人小江戸川越観光協会ホームページバナー広告掲載規程

(趣旨)

第1条 本規程は公益社団法人小江戸川越観光協会（以下「観光協会」という。）が公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料のバナー広告（以下「広告」という。）に関する必要事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本規程で定める内容は観光協会ホームページに掲載する広告を対象とする。

(広告表現規制)

第3条 ホームページに掲載できる広告は以下のいずれにも該当しないもののみとする。

1. 広告主及びバナー掲載事項の責任の所在および内容が不明確なもの
2. 商標、著作権等の有る写真・画像・キャラクター等を無断で使用したもの
3. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用破棄、業務妨害となるおそれがあるもの
4. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの
(ア)非科学的または迷信に類するもので、閲覧者を迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
(イ)虚偽誇大な表現により、閲覧者に不利益を与えるもの
5. 社会的秩序を乱すまたは善良の風俗に反するおそれのあるもの
6. 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
7. 投機、射幸心を著しくあおる表現のあるもの
8. 閲覧者に不快感を与えるような内容を含むもの
 - ・ 各種様式に使用される注意・警告またはそれに類似したアラートマーク
 - ・ 公序良俗に反するものなど
9. 日本の法令で禁止されているもの、禁止されている行為を連想させる広告表現
10. その他、観光協会が不適切と判断したもの

(広告主の責務)

第4条 広告内容について問題が生じた責任は広告主が負うものとする。また、広告主は広告の掲載について、関係法令を順守するものとする。

(広告掲載開始、掲載、削除)

第5条 広告は申込み掲載日の正午（12：00）から掲載を開始し、申込み期間の最終日正午（12：00）を経過したのちに削除するものとする。

(広告入稿)

第6条

1. 広告の入稿日および変更については、広告掲載開始5営業日前の午後5時までとする。
2. 入稿形態については、gif、jpg、pngいずれかの静止画とする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格はホームページに掲載される記述および資料にて定義された内容に準ずるものとする。

(広告原稿制作)

第8条 広告原稿は広告主が制作し、観光協会に提供することを原則とする。
原稿の作成を観光協会に委託する場合、その費用及び作成に要する期間を別途協議の上定めるものとする。

(広告の変更)

第9条 掲載期間中、広告原稿の変更、もしくはリンク先の変更を1ヶ月2回以上行う場合、広告主は2回目より1回につき5,250円の更新料を別途支払うものとする。

(広告の料金)

第10条

1. 広告の掲載料金(以下「広告料金」とする)はホームページ、ホームページに掲載される資料にて定義された料金に準ずるものとする。
2. 広告料金はアクセス数、その他諸般の事情によって観光協会にて適宜改正するものとする。

第11条 (広告料金の納入)

広告料金は前納とし、広告掲載開始5営業日前までに観光協会の指定する方法にて納入するものとする。

(広告料金の返金)

第12条

1. 広告主の都合により契約期間中に掲載を中止した場合、納入された広告料金は返還しないものとする。
2. 広告主のリンク先の内容が変更され、第3条に抵触する内容となった場合、契約は自動的に破棄され、観光協会はバナー広告を撤去する。その場合広告掲載料は返還しない。

(契約の延長)

第13条 契約の延長を希望する場合、広告主は原則契約満期2週間前までに延長希望の申し出を観光協会へ提出するものとする。

申し出の無い場合は契約終了日で契約を終了するものとする。

(その他)

第14条 本規程に定めのない事項については観光協会にて別途定めるものとする。